

# 報告 6 号

長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 要綱

教育委員会事務局保健給食課

事 項	説 明				
1 改正の理由	学校薬剤師に係る報酬額を見直すこと及び学校の産業医に係る報酬額を定めることに伴い、改正するもの				
2 改正の内容	(1) 学校薬剤師に係る報酬額を次のとおり改める。 <table border="1"><thead><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 校につき年額93,000円</td><td>1 校につき年額 102,000円</td></tr></tbody></table> (2) 学校の産業医に係る報酬額を1校につき年額 360,000円とするものと定める。 <p style="text-align: right;">(以上別表第4関係)</p>	改正前	改正後	1 校につき年額93,000円	1 校につき年額 102,000円
改正前	改正後				
1 校につき年額93,000円	1 校につき年額 102,000円				
3 施行期日	令和6年4月1日から施行する。				
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 1月31日 (2) 庁 議 の 決 定 2月 6日				

## 長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野市特別職の職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

学校薬剤師	1校につき年額 93,000円
-------	-----------------

を

「

学校薬剤師	1校につき年額 102,000円
産業医	1校につき年額 360,000円

に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長野市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後				改正前					
○長野市特別職の職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第24号 別表第4（第10条関係）				○長野市特別職の職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第24号 別表第4（第10条関係）					
	職名	報酬年額	報酬月額	報酬日額		職名	報酬年額	報酬月額	報酬日額
		円	円	円			円	円	円
	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号）第2条第1項に規定する委員			略		長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号）第2条第1項に規定する委員			略
学 校 医 等	内科医			略	学 校 医 等	内科医			略
	歯科医			略		歯科医			略
	耳鼻咽喉科医			略		耳鼻咽喉科医			略
	眼科医			略		眼科医			略
	学校薬剤師	1校につき年額		102,000円		学校薬剤師	1校につき年額		93,000円
	産業医	1校につき年額		360,000円					
	職員健康管理医			略				略	
	消防団員			略				略	
	その他の特別職の職員			略				略	
備考 略				備考 略					